



愛知県教育委員会教育長 様

2020年4月27日

安全、安心な学校活動のための条件整備等を求める請願

請願人 行政を考える住民の会

事務局 宮崎邦彦

住所

1 請願の経過、趣旨、理由

- 1 学校の重大事故 横断調査へ（朝日新聞 2020年2月28日 資料1）の報道から、消費者庁、学校事故について、調査を開始する。重大とは死亡、障害を負ったとある。

教育委員会、及び学校は、これまでの事故についての検証等を行い（事故以前の準備として）活動中、行事等の事故防止が求められる。ことは当然のことである。少なくとも、検証では、

- ① 事故等の現象面の事実確認、確定②事故の背景、原因、理由③事故に至った問題点の明確化、確認、確定、④行事、活動にあたっての今後の注意・配慮についてなど、何らかの方法等で、明確にすることが求められる。

- 2 窓から転落防げたはず（朝日新聞 2019年5月5日 資料2）

行事や活動を見直し、安全配慮ができない場合は、出来ない範囲、部分は、計画段階で、応急措置、出来なければ、取りやめる等の対応が学校には求められる。

管理職には、対応判断できる、ノウハウを、研修させるとともに、身につけた人をあてる。

- 3 情報や防止策 全国で共有（朝日新聞 2019年5月23日 資料3）

これまでの管轄内の学校事故について、第3者委員会等による、専門機関による、事故検証、検討を行うこと（まずは、重大事故、もしくは3年以内の事故に区切る等して）至急求められる。

児童生徒等は、大人から見て、してはいけないことをしてしまう、する可能性（危険行為と思われること）のあることを前提にした配慮、対応が必要ではないかといえる。

そのためには、安定した精神状態で、余裕を持った職員の勤務条件が確立されていることが不可欠である。

- 4 園外保育倒れてきた墓石（2019年6月9日 資料4）

ブロック塀の点検・安全対策 5440校が年内未完了（教育新聞 2019年8月12日 資料5）地震で女子児童が亡くなった事態を受けても、実際の具体的対応は、困難であることを認識させられる。

日頃から、一番身近な大人が、園、学校活動、行事以前に行うこととして、園、学校環境について、情報収集をすることがもとめられる。そのために、学校職員

等には、余裕がある、勤務をさせるようにすることが教育委員会の責務である。  
まさに、「働き方改革」である。

5 熱中症防げ 校舎に電子看板（朝日新聞 2019年5月23日 資料6）

注 気温と、湿度、そして、請願者としては、気圧も考慮されることを求める。  
小学生が、熱中症で犠牲になったことから、防止の取り組みである。園、学校においては、天候等の自然環境については、児童、生徒、関係職員に絶えず「見える形」で示すことが求められる。常に安全等についての状況を大人も含め、注意、配慮、考えた生活をする（頭においた）が求められる。

6 小学生含む9人、熱中症で搬送・・・名古屋で「33.9度」記録岐阜・多治見で5月過去最高の34.5度（YAHOO!ニュース 資料7）

経験したことのない、と云われる現象が起きるといわれている。昨年、惟信・木曾川高校でも、熱中症で搬送ということが起きている。

大川小訴訟 議論できる職員室（日本教育新聞2019年12月9日 資料8）

「校内の「人間関係、避難に影響」ということが書かれている。「山だ」と叫ぶ教師がいたのに・・・。（教頭）児童がけがでもしたら、校長に叱られるという思いもあったのではないのでしょうか。「山へ」の声生かされず 背景に「教員いじめ」の可能性（日本教育新聞2019年12月2日 資料9）。

体育の授業で男児が失明（教育新聞2019年12月5日 資料10）複数人で安全性を確認し、再発防止に努める。とあるが、報道された内容からは、果たして検証は十分だったのかという疑問は残る。他の職務同様、常に、命・健康に配慮した、計画、実践かということが、求められている職務ということである。

7 園、学校事故は、職員の、人権意識・感覚、危機意識、危険感知能力等が確立されることが必要であることは当然であるといえる。そのためには、これまでの事故についての検証、が求められる。とともに安全安心な活動が、行事ができるための条件整備が不可欠である。

職員の、過失責任が（日本教育新聞2019年12月9日資料11）問われている。動きが取れない「窮屈で超多忙・・・安全研修は苦痛（資料11）」ということにならない、働き方改革、勤務条件整備が、必要である。

2 請願事項

1 これまでの事故について「第三者委員会等専門機関」による検証等を行うこと（重大事故、もしくは、3年以内の事故と区切ること）

その為の、予算措置、もしくは、期間限定の担当部署を発足されること。

2 事故検証、検討内容については、すぐ公表するとともに、関係者に、特に管理職には、研修を行い、理解できているものが管理職として任命されるようにする事。

- 3 安全対策として、泊を伴う場合は、夜間の救急対応職員、もしくはガードマンをあらかじめ、施設に配置する事（引率職員が寝ずの番をしなくていいようにする事。引率職員の飲酒問題が、報道されることもなくなるといえる。）
- 4 修学旅行等（宿泊）で利用する、宿泊施設においては、夜間の対応の施設職員が配置されている、ホテル、旅館等を利用する事（させること）。
- 5 請願について、担当課は具体的に、どのような取り組みをしているのかの進捗状況をすみやかに公表する事。

#### 添付資料

- 資料1 朝日新聞 2020年2月28日（夕刊）
- 資料2 朝日新聞 2019年5月5日
- 資料3 朝日新聞 2019年5月23日
- 資料4 朝日新聞 2019年6月9日
- 資料5 教育新聞 2019年8月12日
- 資料6 朝日新聞 2019年5月23日
- 資料7 YAHOO!ニュース
- 資料8 日本教育新聞 2019年12月9日
- 資料9 日本教育新聞 2019年12月2日
- 資料10 教育新聞 2019年12月5日
- 資料11 日本教育新聞 2019年12月9日

口頭意見陳述希望